

2006年度民法第4部「債権各論」講義予定表

おおむね教科書に準拠しますが、教科書に書かれていないことで重要と思われるものを参考書などで補充します。下記の項目は、教科書に沿っていますが、配るレジュメのタイトルは異なることがあります（例：第2回は「契約の成立」）。

1	10月	3日	講義案内・契約法序論
2		6日	売買の成立
3		10日	売買の効力(1)
4		13日	売買の効力(2)
5		17日	売買の解除
6		20日	特殊な売買など
7		24日	賃貸借(1)
8		27日	賃貸借(2)
9		31日	消費貸借
10	11月	7日	雇用・請負・委任など
11		10日	組合など
12		14日	贈与・使用貸借など
13		17日	不法行為法の展開
14		21日	過失(1)
15		28日	過失(2)
16	12月	1日	因果関係
17		5日	損害賠償(1)
18		8日	損害賠償(2)
19		12日	共同不法行為
20		15日	過失相殺
21		19日	使用者責任など
22		22日	工作物責任など
23	1月	9日	不当利得
24		12日	事務管理など
25		16日	契約・不法行為の位置づけ

第1回 講義案内・契約法序論

2006/10/03

松岡 久和

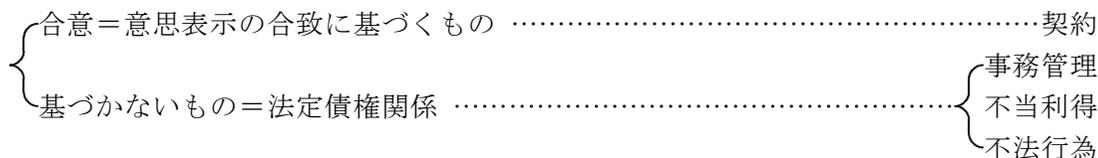
【講義案内】

- ・ 受講の際のお勧め
- ・ 講義日程について
- ・ 教科書・参考書について

【契約法序論】

0 「債権各論」では何を学ぶか

- ・ 債権各論＝債権の発生原因に関する債権各則規定に関する議論



1 契約の意義

- (1) 契約という法制度の必要性（教科書図表1－2参照）
- (2) 法律的な意味のある契約と社交上の約束（399条を参照）

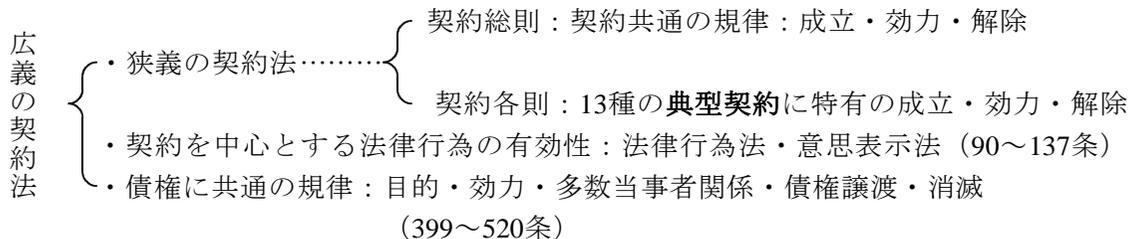
Case 01-01 Xは、YとAホテルでのデートの約束をしたが、Yが約束に反して当日ホテルに現れなかったため、Aホテルのレストランに食事代を2人分払わされた。Xは、Yに損害賠償を求めることができるか。単なるデートの約束ではなく、会食をXがYの分も合わせて「予約」という約束だった場合はどうか。

参考 2（カフェ丸玉事件）－自然債務？、3（ホステス事件）－心裡留保？
東京地判大正2（月日不詳）新聞986号25頁：永代念仏事件

ことば 「予約」という日常用語と法律用語（教科書26頁参照）

2 契約法と法律行為法

- ・ パンデクテン体系の功罪



3 契約の拘束力・その根拠・現代における問題点

- (1) 契約の拘束力とは具体的にどのようなことか
- ・ 現実的履行の強制（414条） and/or 債務不履行に基づく損害賠償責任（415条以下）
- (2) 契約の拘束力の根拠
- ・ 法史的説明 「身分から契約へ」。経済生活における私的自治・自律
 - ・ 経済史的説明 資本主義経済社会の中核となる自由な市場メカニズムの確保
 - ・ 法理的説明？ 倫理（意思の自己拘束）・相手方の信頼の保護・制度的信頼
- (3) 古典的私法原理としての**契約自由の原則**
- ①締約の自由、②内容決定の自由、③方式の自由、(④相手方選択の自由)
- 前提とする人間像：自由・対等・平等な経済合理人
- 公序良俗・強行法規（90条・91条）の枠内なら契約内容決定はまったく自由
- (4) 現代における問題点

Case 01-02 Xはシュノーケリングを行う際、Y社から「万一事故が生じたとしても、当社に一切の責任追及を行わないことを了解します」と書いた旨の「確認書」を渡され署名した。ところが、参加者が多すぎたため、経験不足のYの従業員であるインストラクターAは十分な注意を払うことができず、危険水域に出てしまったXは、岩礁に接触して大けがをしてしまった。XはYに損害賠償を求めることができるか。

- (a) 普通取引約款
- ・ 約款の合理性と問題点
 - ・ 約款内容の規制：公法的規制と私法上（司法上）の規律
；任意規定の半強行法規化
- (b) 消費者問題
- ・ 消費者と事業者の情報の質・量や交渉力の格差
 - ・ 消費者契約法8条1項1号や10条による無効